

令和2年(2020年)4月6日

障害児通所支援事業所 様
障害児相談支援事業所 様

姫路市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症予防のための学校の臨時休業延長に係る
放課後等デイサービス事業所等の対応について

標記の件につきまして、学校における臨時休業の延長に伴い、本市の取り扱いについて、
下記のとおり取りまとめましたので、貴事業所・施設にてご対応ください。

記

- 1 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)」問69のとおり、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取り扱いとします。
(臨時休業中の登校日は夏季休業中の登校日と同じく休業日扱いです。)
なお、県立の特別支援学校について、登校日が平日になるか休業日になるかは、現在、県教育委員会において調整中です。確定し次第、通知します。学校の休業日に当たらない登校日における利用については、平日授業終了後単価を適用することとなります。
- 2 現在、支給決定されている支給量に関わらず、基準の範囲内((放課後デイサービスは14日/月、児童発達支援は当該月の日数-8日/月)を上限として利用できることとします。なお、これに係る個人の申請は不要とします。
- 3 登校日以外の児童生徒の居場所確保について、現在通所している放課後等デイサービスでの受入が困難な場合、相談支援事業所から姫路市教育委員会育成支援課への報告により、学校での受け入れを調整します。
- 4 障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等に係る柔軟な取り扱いについては、引き続き可能とします。
ただし、学校の臨時休業の取扱趣旨(集団感染リスク)に鑑み、施設内が過密な状況(2.47㎡/人を下回る(小数点以下切捨))になるような受入れは控えてください。あわせて、利用者に対する支援の面から、定員の150%(小数点以下切捨)を超過しない範囲としてください。
- 5 幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合に、電話や訪問などにより、児童の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして基本報酬の対象とします。

(具体的なサービス内容の例)

- ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・ 児童の健康管理
- ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

(3月24日版Q&Aのうち、Q10-2については、3月2日から春休みの開始までの保護者の利用料についての公的支援のため、4月以降対応は決まっていません。電話等による支援について基本報酬を算定した場合は、その分の利用料が発生しますので保護者に十分な説明をお願いします。)

6 問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当 電話：079-221-2454／Fax：079-221-2374